

消費者支援機構発 2024-034号
2024年2月21日

消費者契約法第41条1項に基づく
事前差止請求書

大阪府大阪市中央区難波2-3-7
南海難波御堂筋ウエスト8F
司法書士法人杉山事務所
代表社員 杉山一穂 様

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援機構福岡 理事長 平田広志
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前一丁目18番16号
博多駅前一丁目ビル302号
TEL 092-292-9301
FAX 092-292-9302

(本件に関するお問い合わせ先)

担当者 弁護士 黒木和彰
TEL 092-752-7878
FAX 092-725-5353

当機構は、消費者の権利確立をめざし、消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行うことを目的として、福岡県内の弁護士、司法書士、消費生活相談員など消費者問題に取り組む団体及び個人によって2009年9月に設立され、2010年には福岡県知事より特定非営利活動法人（NPO法人）としての認証を受けた団体であり、2012年11月13日には、内閣総理大臣により消費者契約法第13条に基づく認定を受けた適格消費者団体です。

当機構は、2024年1月17日付書面により、貴法人に対し福岡市営地下鉄の広告表示に関する質問書をお送りいたしました。回答期限とさせていただいた同年2月2日までにご回答をいただくことができませんでした。当機構としては、今般、貴社に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第30条に基づき裁判上の差止請求権を行使するとの結論に達しました。

そこで、当機構は、貴社に対し、本書面をもって消費者契約法41条1項に基づく事前差止請求書を送付いたします。本事前差止請求書が貴法人に到達又は通常到達すべきであったときから1週間を経過した後において、当機構は、貴法人に対し、景品表示法30条の定める差止請求に係る訴訟を提起することが可能となります。

つきましては、本事前差止請求書に対し、本書到達後1週間以内に書面をもって貴法人のご対応につき当機構宛にご連絡下さい。なお、ご回答の有無及びご回答内容は公表することがあることを申し添えます。

第1 請求の要旨

当機構は、貴法人に対し、下記対象となる表示記載の表示を行い、又は第三者をして行わせることの停止を求めるとともに、一般消費者に対し、下記表示記載の表示が下記記載の適用法条に従って、景品表示法5条1号の優良誤認表示であることを周知させることを求めます（【別紙1】参照）。なお、各表示記載の表示については、別紙として別途書留郵便にて送付いたします。

（対象となる表示）

<表示媒体>

- (1) 福岡市営地下鉄車内のドア上等に掲示された車内広告「お知らせ」（以下「車内広告①」という。）（【別紙2】）
- (2) 福岡市営地下鉄車内のドア上等に掲示された車内広告「過払い金でトゥギャザーしようぜ」（以下「車内広告②」という。）（【別紙3】）
- (3) 福岡市営地下鉄車内のドア横等に掲示された車内広告「過払い金でトゥギャザーしようぜ」（以下「車内広告③」という。）（【別紙4】）
- (4) 戸建て住宅及びマンションの郵便ポスト等に投函（ポスティング）されたチラシ広告「お詫びとお願い」（以下「チラシ広告①」という。）（【別紙5】）。
- (5) 戸建て住宅及びマンションの郵便ポスト等に投函（ポスティング）されたチラシ広告「過払いゴールドのお知らせ」（以下「チラシ広告②」という。）（【別紙6】）
- (6) 司法書士法人杉山事務所の開設するウェブサイト「司法書士法人杉山事務所」における広告（以下「ウェブ広告①」という。）（【別紙7】）
- (7) 司法書士法人杉山事務所の開設するウェブサイト「債務整理・過払い金なら杉山事務所にお任せください！」における広告（以下「ウェブ広告②」という。）（【別紙8】）
- (8) 司法書士法人杉山事務所の開設するウェブサイト「過払い金請求・借金問題 消費者金融が恐れる司法書士日本一」における広告（以下「ウェブ広告③」という。）（【別紙9】）

<表示内容>

- (1) 車内広告①について
A 「左記に該当している方は過払い金が発生し返還対象となります」
- (2) 車内広告②について
A 「返金実績 全国1位 週刊ダイヤモンド誌」
B 「返還金額 月5億円以上」
C 「相談実績 月10,000件以上」
- (3) 車内広告③について
A 「返金実績 全国1位 週刊ダイヤモンド誌」
B 「返還金額 月5億円以上」
C 「相談実績 月10,000件以上」
- (4) チラシ広告①について
A 「確実に過払い金が発生しています」
B 「消費者金融が恐れる司法書士No.1」

C「日本を代表する経済ビジネス誌である“週刊ダイヤモンド”にて、『消費者金融が恐れる司法書士』No.1に選ばれました。」

(5) チラシ広告②について

- A「返金実績 全国1位 週刊ダイヤモンド誌」
- B「返還金額 月5億円以上」
- C「相談実績 月10,000件以上」

(6) ウェブ広告①について

- A「過払い金 債務整理 借金問題の相談実績 10,000件/月」
- B「過払い金の返還請求された金額実績で日本一！」
- C「相談実績が月間10,000件以上」
- D「過払い金返還額も月5億円！」
- E「過払い金請求額が毎月5億円以上」
- F「消費者金融が恐れる司法書士No.1」
- G「杉山事務所は過払い金請求の回収額が日本一」
- H「週刊ダイヤモンド誌にて『消費者金融が恐れる司法書士』日本一に選ばれました！」

(7) ウェブ広告②について

- A「過払い金 相談実績 10,000件/月」
- B「過払い金 返還金額 月5億円以上！」
- C「過払い金の返還請求金額実績 日本1」
- D「『消費者金融が恐れる司法書士』日本一」
- E「相談実績 月間10,000件」
- F「過払い金請求総額 月間5億円」
- G「【衝撃】蓋を開けると過払い金が4000万円?!特に厳しい事例を暴露」

(8) ウェブ広告③について

- A「過払い金・借金問題 消費者金融が恐れる司法書士 日本一 週刊ダイヤモンド誌にて選出されました」
- B「過払い金返還額 月5億円」
- C「相談実績月3,000件,返還額月5億円」
- D「過払い金の返還請求実績で日本一」
- E「週刊ダイヤモンド誌 返還実績日本一」

<適用法条>

(1) 車内広告①について

- ・優良誤認 (景品表示法5条1号)

(2) 車内広告②について

- ・優良誤認 (景品表示法5条1号)

(3) 車内広告③について

- ・優良誤認 (景品表示法5条1号)

(4) チラシ広告①について

- ・優良誤認 (景品表示法5条1号)

(5) チラシ広告②について

- ・優良誤認 (景品表示法5条1号)

- (6) ウェブ広告①について
 - ・優良誤認（景品表示法5条1号）
- (7) ウェブ広告②について
 - ・優良誤認（景品表示法5条1号）
- (8) ウェブ広告③について
 - ・優良誤認（景品表示法5条1号）

第2 紛争の要点

1 景表示法の適用

上記対象となる表示において掲げた各表示は、いずれも貴法人が消費者金融又はクレジットカード・キャッシングサービス等の利用者につきその利息にかかる過払い金の有無の確認及びその返還請求手続きにかかる貴法人への委任の誘引を目的とするものであり、景品表示法2条4項の定める「顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行う広告その他の表示」として不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件（昭和37年6月30日公正取引委員会告示第3号〔定義告示〕）が指定するものに該当し、景品表示法の対象となります。

2 車内広告①A（【別紙2】）、チラシ広告①A（【別紙5】）

車内広告①Aにおいては、消費者金融又はクレジットカード・キャッシングサービス等の利用者につき、あたかも「左記に該当している方」（「現在30歳以上の方で2010年6月以前に消費者金融や無人ATM等でキャッシング・カードローンを一度でも利用お借入れされた方々」）であれば、当然に過払い金が発生し、その返還を受けることができるかのごとく表示されています。これは、「左記に該当している方」であっても、過払い金が発生し返還を受けることができるか否かは不確定であるにもかかわらず、当然に過払い金が発生しその返還を受けることができるものと誤認させるおそれがあるものと言わなければなりません。

また、チラシ広告②Aにおいても、過払い金が発生しているか否かが不確定であるにもかかわらず、過払い金の発生が当然であるかのごとく表示されています。すなわち、これらの表示は、貴法人が他の司法書士事務所等に過払い金の確認又はその返還請求を委任する場合よりも「著しく優良」であるとの誤認を一般消費者に与えるものであり、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあるものと言えます。

よって、当機構は、貴法人に対し、車内広告①Aおよびチラシ広告②Aの各表示につき、景品表示法5条1号に定める優良誤認表示として、同法30条1項に基づきその停止及び予防に必要な措置として上記表示が景品表示5条1号に規定する優良誤認表示を表示したものである旨の修訂行為を求めます。

3 車内広告②A（【別紙3】）、「車内広告③A（【別紙4】）、チラシ広告②A（【別紙6】）、ウェブ広告①B（【別紙7】）、ウェブ広告①

G（【別紙7】）、ウェブ広告②C（【別紙8】）、ウェブ広告③D（【別紙9】）、ウェブ広告③E（【別紙9】）

車内広告②A、車内広告③A、チラシ広告②A、ウェブ広告①B、ウェブ広告①G、ウェブ広告②C、ウェブ広告③D及びウェブ広告③Eにおいては、いずれも過払い金にかかる貴法人の返還請求額又は返還額が「日本一」、「日本1」又は「全国1位」であるとの表示がなされています。

そして、その根拠としては、週刊ダイヤモンド2009年8月29日号に掲載された「弁護士大激変！」との記事（【別紙10】）を指すものと思われまふ。しかし、同記事は、約15年前に書かれたもので示されているデータが古く現状を反映していないのみならず、「某大手消費者金融会社の過払い金返還額」を示したものであって、弁護士・司法書士を過払い金返還額によって順位付けたものではありません。それにもかかわらず上記各広告は、これをもって「日本一」、「日本1」又は「全国1位」としており、過払い金にかかる貴法人の返金実績につき事実と相違して他の司法書士事務所等よりも「著しく優良」であるとの誤認を与えるものであり、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあるものと言わなければなりません。

よって、当機構は、貴法人に対し、車内広告②A、車内広告③A、チラシ広告②A、ウェブ広告①B、ウェブ広告①G、ウェブ広告②C、ウェブ広告③D及びウェブ広告③Eの各表示につき、景品表示法5条1号に定める優良誤認表示として、同法30条1項に基づきその停止及び予防に必要な措置として上記表示が景品表示法5条1号当該各号に規定する優良誤認表示をしたものである旨の周知行為を求めます。

4 車内広告②B（【別紙3】）、車内広告③B（【別紙4】）、チラシ広告②B（【別紙6】）、ウェブ広告①D（【別紙7】）、ウェブ広告②B（【別紙8】）、ウェブ広告③B（【別紙9】）、ウェブ広告③C（【別紙9】）

車内広告②B、車内広告③B、チラシ広告②B、ウェブ広告①D、ウェブ広告②B、ウェブ広告③B及びウェブ広告③Cにおいては、いずれも貴法人の過払い金にかかる返還額が月額にして「5億円」又は「5億円以上」であると表示されています。

司法書士の代理権が訴額140万円未満に限られていることから（司法書士法3条、裁判所法33条1項1号）、月5億円の返還を受けるためには、少なくとも月350件以上を過払い金返還請求受任しなければなりません。その根拠となるデータが何ら示されていない以上、事実と相違して貴法人が他の司法書士事務所等に比して「著しく優良」であるとの誤認を与える可能性を否定することができず、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあるものと言わざるを得ません。

よって、当機構は、貴法人に対し、車内広告②B、車内広告③B、チラシ広告②B、ウェブ広告①D、ウェブ広告②B、ウェブ広告③B及びウェブ広告③Cの各表示につき、景品表示法5条1号に定める優良誤認

表示として、同法30条1項に基づきその停止及び予防に必要な措置として上記表示が景品表示法5条1号当該各号に規定する優良誤認表示をしたものである旨の周知行為を求めます。

5 ウェブ広告①E（【別紙7】）、ウェブ広告②F（【別紙8】）

ウェブ広告①E及びウェブ広告②Fにおいては貴法人の返還請求金額につき月額にして「5億円以上」と表示されていますが、何ら明確な根拠は示されておらず毎月恒常的に5億円以上の返還請がなされているのか否かは必ずしも明確ではなく、事実相違して貴法人が他の司法書士事務所等に比して「著しく優良」との誤認を与える可能性を否定することができず、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあるものと言わざるを得ません。

よって、当機構は、貴法人に対し、ウェブ広告①E及びウェブ広告②Fの各表示につき、景品表示法5条1号に定める優良誤認表示として、同法30条1項に基づきその停止及び予防に必要な措置として上記表示が景品表示法5条1号当該各号に規定する優良誤認表示をしたものである旨の周知行為を求めます

6 車内広告②C（【別紙3】）、車内広告③C（【別紙4】）、チラシ広告②C（【別紙6】）、ウェブ広告①A（【別紙7】）、ウェブ広告①C（【別紙7】）、ウェブ広告②A（【別紙8】）、ウェブ広告②E（【別紙8】）

車内広告②C、車内広告③C、チラシ広告②C、ウェブ広告①A、ウェブ広告①C、ウェブ広告②A及びウェブ広告②Eにおいては、貴法人の相談実績について月間「10,000件以上」又は「10,000件」と表示されています。

しかし、ウェブ広告③においては「相談実績 月3,000件」とされており、その根拠が明確に示されていない以上、相談実績を月「10,000件以上」又は「10,000件」とする前記各表示は、いずれも事実相違して貴法人が他の司法書士事務所等に比して「著しく優良」との誤認を与えるものであり、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあるものと言わざるを得ません。

また、相談件数月10,000件は、1日平均にして300件を超えるものであり、かつ返金実績が月5億円以上とされていることから少なくとも月350件以上を受任しなければならないことを踏まえるならば、その明確な根拠が示されていない以上、事実相違して貴法人が他の司法書士事務所等に比して「著しく優良」との誤認を与えるものであり、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあるものと言わざるを得ません。

さらに、ウェブ広告①Aは、「過払い金」のみならず「債務整理」及び「借金問題」の相談件数を含むものであり、過払い返還の相談件数につき事実相違して「著しく優良」との誤認を与える可能性があり、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあります。

よって、当機構は、貴法人に対し、車内広告②C、車内広告③C、チラシ広告②C、ウェブ広告①A、ウェブ広告①C、ウェブ広告②A及びウェブ広告②Eの各表示につき、景品表示法5条1号に定める優良誤認表示として、同法30条1項に基づきその停止及び予防に必要な措置として上記表示が景品表示法5条1号当該各号に規定する優良誤認表示をしたものである旨の周知行為を求めます。

- 7 チラシ広告①B（【別紙5】）、チラシ広告①C（【別紙5】）、ウェブ広告①F（【別紙7】）、ウェブ広告①H（【別紙7】）、ウェブ広告②D（【別紙8】）、ウェブ広告③A（【別紙9】）

チラシ広告①B、チラシ広告①C、ウェブ広告①F、ウェブ広告①H、ウェブ広告②D及びウェブ広告③Aにおいては、貴法人につき「消費者金融が恐れる司法書士No.1」、又は「消費者金融が恐れる司法書士日本一」とされていることが表示されています。

そして、その根拠としては、いずれも週刊ダイヤモンド2009年8月29日号に掲載された「弁護士大激変!」との記事（【別紙10】）が挙げられています。しかし、すでに述べたように、同記事は、約15年前に書かれたもので示されているデータが古く現状を反映していないのみならず、「某大手消費者金融会社の過払い金返還額」を示したものであって、弁護士・司法書士を過払い金返還額によって順位付けたものではなく、事実と相違して貴法人が他の司法書士事務所等に比して「著しく優良」であるとの誤認を与えるものであり、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると言わざるを得ません。

よって、当機構は、貴法人に対し、チラシ広告①B、チラシ広告①C、ウェブ広告①F、ウェブ広告①H、ウェブ広告②D及びウェブ広告③Aの各表示につき、景品表示法5条1号に定める優良誤認表示として、同法30条1項に基づきその停止及び予防に必要な措置として上記表示が景品表示法5条1号当該各号に規定する優良誤認表示をしたものである旨の周知行為を求めます。

- 8 ウェブ広告②G（【別紙8】）

ウェブ広告②Gにおいては、貴法人代表司法書士により、比較的多額の過払い金が発生し、その返還請求を受けることができた事例がYouTubeにおいて紹介されています。

この動画においては、司法書士の代理権が140万円未満に限定されているため、弁護士を紹介して対応がなされたものとされていますが、過払い金にかかる返還について貴法人に委任すれば、弁護士への委任を含め、他の司法書士事務所等に依頼する場合に比して「著しく優良」であるとの誤認を与える可能性を否定することはできず、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあるものと言わざるを得ません。

よって、当機構は、貴法人に対し、ウェブ広告②Gにおける上記YouTube動画につき、景品表示法5条1号に定める優良誤認表示として、同法30条1項に基づきその停止及び予防に必要な措置として上記表示が景品表示法5条1号当該各号に規定する優良誤認表示をしたものである旨の

周知行為を求めます。

第3 訴えを提起する予定の裁判所
福岡地方裁判所

以上

- 【別紙1】 「差止の対象となる表示媒体及び表示」
- 【別紙2】 車内広告①
- 【別紙3】 車内広告②
- 【別紙4】 車内広告③
- 【別紙5】 チラシ広告①
- 【別紙6】 チラシ広告②
- 【別紙7】 ウェブ広告①
- 【別紙8】 ウェブ広告②
- 【別紙9】 ウェブ広告③
- 【別紙10】 「弁護士大激変！」（週刊ダイヤモンド2009年8月29日号）

差止の対象となる表示媒体及び表示

	甲欄	乙欄	丙欄
	表示媒体	表 示	適用法条
1	福岡市営地下鉄車内のドア上等に掲示された車内広告「お知らせ」(車内広告①)【別紙2】	A 「左記に該当している方は過払い金が発生し返還対象となります」	優良誤認(景品表示法5条1号)
2	福岡市営地下鉄車内のドア上等に掲示された車内広告「過払い金でトッギャザーしようぜ」(車内広告②)【別紙3】	A 「返金実績 全国1位 週刊ダイヤモンド誌」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		B 「返還金額 月5億円以上」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		C 「相談実績 月10,000件以上」	優良誤認(景品表示法5条1号)
3	福岡市営地下鉄車内のドア横等に掲示された車内広告「過払い金でトッギャザーしようぜ」(車内広告③)【別紙4】	A 「返金実績 全国1位 週刊ダイヤモンド誌」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		B 「返還金額 月5億円以上」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		C 「相談実績 月10,000件以上」	優良誤認(景品表示法5条1号)
4	戸建て住宅及びマンションの郵便ポスト等に投函(ポストイン)されたチラシ広告「お詫びとお願ひ」(チラシ広告④)【別紙5】	A 「確実に過払い金が発生しています」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		B 「消費者金融が恐れる司法書士No.1」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		C 「日本を代表する経済ビジネス誌である『週刊ダイヤモンド』にて、『消費者金融が恐れる司法書士』No.1に選ばれました。」	優良誤認(景品表示法5条1号)
5	戸建て住宅及びマンションの郵便ポスト等に投函(ポストイン)されたチラシ広告「過払いゴールドのお知らせ」(チラシ広告⑤)【別紙6】	A 「返金実績 全国1位 週刊ダイヤモンド誌」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		B 「返還金額 月5億円以上」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		C 「相談実績 月10,000件以上」	優良誤認(景品表示法5条1号)

【別紙1】

6	司法書士法人杉山事務所のウェブサイト (https://sugiyama-kabaraikin.com) (ウェブ広告①)【別紙7】	A 「過払い金 債務整理 借金問題の相談実績10,000件/月」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		B 「過払い金の返還請求された金額実績で日本一！」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		C 「相談実績が月間10,000件以上」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		D 「過払い金返還金額も月5億円！」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		E 「過払い金請求総額が毎月5億円以上」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		F 「消費者金融が恐れる司法書士No.1」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		G 「杉山事務所は過払い金請求の回収額が日本一」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		H 「週刊ダイヤモンド誌にて『消費者金融が恐れる司法書士』日本一に選ばれました！」	優良誤認(景品表示法5条1号)
7	司法書士法人杉山事務所のウェブサイト (https://www.kzh.jp/) (ウェブ広告②)【別紙8】	A 「過払い金 相談実績10,000件/月」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		B 「過払い金 返還金額 月5億円以上！」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		C 「過払い金の返還請求金額実績 日本1」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		D 「『消費者金融が恐れる司法書士』日本一」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		E 「相談実績 月間10,000件」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		F 「過払い金請求総額 月間5億円」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		G 「【衝撃】蓋を開けると過払い金が4000万円?!特に厳しい事例を暴露」	優良誤認(景品表示法5条1号)
8	司法書士法人杉山事務所のウェブサイト (https://www.saimuseiri-kabaraiki.info/) (ウェブ広告③)【別紙9】	A 「過払い金請求・借金問題 消費者金融が恐れる司法書士 日本一 週刊ダイヤモンド誌にて選出されました」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		B 「過払い金返還額 月5億円」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		C 「相談実績月3,000件, 返還額月5億円」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		D 「過払い金の返還請求実績で日本一」	優良誤認(景品表示法5条1号)
		E 「週刊ダイヤモンド誌 返還実績日本一」	優良誤認(景品表示法5条1号)

【別紙 4】

〔車内広告③〕



【別紙 5】

〔チラシ広告①〕

お詫びとお願い

現在30歳以上の方で 2010年6月以前に
消費者金融や無人ATM等で
キャッシング・カードローンを
一度でも利用しお借入れ頂いた方々を探しています

確実に過払い金が発生
しています 間違えていても問題ございません
一度お問い合わせ ください

下記のカードにかかわらずキャッシングを利用した方は利息を払い過ぎている可能性があります

「お金が戻ってくるか確認したい」とお伝えください

過払い金の質問窓口

050-1781-2877

0120-43-2877

0120-43-2877


詳細は
裏面へ▶

解説

翻訳・ルー

過払いゴールド=過払い金

過払い金のお知らせ！
消費者金融やクレジットカード、キャッシングサービスを利用して余分にお金を返済していても教えてくれないんだ。しかも返金期限があって、多くの場合完済から10年で開始になるなんて書きに水だよ。だから杉山事務所で返金申請者！



なぜ？ カード・ローン会社から現金が戻ってくるのか？

クレジットカードのキャッシング(消費者金融での借り入れ)やカードローンなどの返済時に払いきれた利息を「過払い金」といい、簡単な手続きで返金されます。払いきれているかどうかは、消費者金融から教えてくれないので、こちらから確認する必要があります。対象となるのは、過去にお金の借り入れ経験がある方、カードで支払いをしたことがある全ての方です。あなたにいくら現金が戻ってくるのか、まずは無料相談ダイヤルにお電話ください。

実際に戻ってきた

お金

約 51 万円

+

消費者金融

103

万円

+

クレジットカード

103

万円

+

カードローン

103


万円

合計金額


多くの人が誤解しやすい4つのポイント

- 01 「カード」「明細」「契約書」一切必要なし！**
 当時のカードや明細がなくても手続きできます
- 02 過払い金請求の手続きは超カンタン！**
 匿名で無料相談できご面談後は報告の電話を待つだけ
- 03 クレジットカードも対象！**
 消費者金融だけでなくクレジットカードにも過払い金があります
- 04 他のカードへの影響なし！**
 ブラックリストに載ることもありません。*ご完済していただければ

下記のカードにかかわらずキャッシングを利用した方は返金される可能性があります



あなたのカードはありますか？



全国対応・年中無休・相談料無料

050-1781-2877

受付 9時～18時 緊急電話専用ダイヤル 24時間受付

司法書士法人 杉山事務所

「戻ってくるお金があるか確認したい」とお伝えください

司法書士法人 杉山事務所

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 10F

TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112

本番研修 12月 0120-066-018 本番研修 0120-067-009
 本番研修 0120-065-035 本番研修 0120-070-146
 本番研修 0120-068-027 本番研修 0120-131-025
 本番研修 0120-069-034 本番研修 0120-676-027

借金問題の相談実績

過払い金 債務整理 10,000 件/月

過払い金返還金額も月5億円! 実績の多さでわかる信頼度

相談料・手数料


¥0

分割払い

OK

ネット完結

秘密厳守



消費者金融が恐れる司法書士事務所

杉山事務所 事務所一覧

- ▶ 大塚事務所 (21.5区大塚)
- ▶ 奥州事務所
- ▶ 岩手事務所
- ▶ 旭川事務所
- ▶ 仙台事務所
- ▶ 山形事務所
- ▶ 秋田事務所
- ▶ 青森事務所
- ▶ 山梨事務所
- ▶ 長野事務所
- ▶ 新潟事務所
- ▶ 富山事務所
- ▶ 石川事務所
- ▶ 福井事務所
- ▶ 滋賀事務所
- ▶ 岐阜事務所
- ▶ 愛知事務所
- ▶ 三重事務所
- ▶ 京都事務所
- ▶ 大阪事務所
- ▶ 兵庫事務所
- ▶ 奈良事務所
- ▶ 和歌山事務所
- ▶ 徳島事務所
- ▶ 香川事務所
- ▶ 高松事務所
- ▶ 愛媛事務所
- ▶ 高知事務所
- ▶ 福岡事務所
- ▶ 佐賀事務所
- ▶ 熊本事務所
- ▶ 大分事務所
- ▶ 鹿児島事務所
- ▶ 沖縄事務所

金融業者バックアップ

- ▶ アコム
- ▶ プロミス
- ▶ アイフル
- ▶ レイク
- ▶ クレディ
- ▶ ネット
- ▶ エンジェル
- ▶ エスエスカード
- ▶ 三井住友カード
- ▶ カルディカード
- ▶ エンゼルカード
- ▶ エンゼルカード
- ▶ オリエンタルカード
- ▶ その他金融機関

過払い金請求のポイント

- ▶ 過払い金とは
- ▶ 過払い金請求とは
- ▶ 過払い金請求の発生する条件
- ▶ 過払い金の種類・種類
- ▶ 過払い金請求のやり方
- ▶ 過払い金請求のメリット
- ▶ 過払い金請求のデメリット
- ▶ 過払い金請求の請求方法
- ▶ 過払い金の請求の期間
- ▶ 過払い金請求の請求を止める
- ▶ 過払い金請求のよくある質問
- ▶ ショッピングクレジットの返済
- ▶ ショッピングクレジット
- ▶ 過払い金請求の手続き
- ▶ 完済したお金の返金申請

杉山事務所が選ばれる5つの理由

- ★1 相談実績が月間10,000件以上
借金業者との交渉力とノウハウ
- ★2 過払い金請求総額が毎月5億円以上
消費者金融や信販会社と多く実績
- ★3 消費者金融が恐れる司法書士No.1
週刊ダイヤモンド(2019年9/25号)で過払い金回収1位
- ★4 初期費用(手数料)が0円
戻ってきた過払い金の無効保証あり
- ★5 無料で出張相談もOK
相談、予約費用、出張相談も無料


杉山事務所は過払い金請求の回収額が日本一

杉山事務所は日本を代表するビジネスである週刊ダイヤモンド誌で、司法書士事務所における過払い金の回収額が日本一の実績によって、消費者金融が恐れる事務所として選出されました。

選出された実績は現在のよみに全国9事務所もない時代であったため、小さい事務所でありながらも、多くの相談案件に少して多く、少しでも多い過払い金の回収を達成するように努めてまいりました。

その時代で得られた経験により、現在では過払い金や債務整理といった借金問題を月に10,000人以上のご相談を受けることができるようになりました。

週刊ダイヤモンド誌にて
「消費者金融が恐れる司法書士」日本一に選ばれました!



杉山事務所の相談、過手金は無料


杉山事務所は相談者のご負担を少しでも減らして、より多くのご相談を解決できるように、過払い金がいかにあるか調べる過払い金診断や、過払い金請求の相談料や手数料は一切いたしません。また、費用は取り戻した過払い金の中から支払いたいだけになります。

ご依頼いただいて頂けた場合、過払い金が発生しなかった場合、費用は一切いたしませんのでご安心ください。

	着手金	過払い金報酬
過払い金	無料	返還額の 27.5%~(税込)

相談費等の状況によって費用が変わります。相談費によって最適なプランを提案させていただいております。

過払い金請求に強い杉山事務所



1/7

[ウェブ広告②]

[別紙 8]

SHIRAYAMA 杉山事務所

業務内容 費用について 法人概要 Q & A コラム

050-1791-8000
札幌/仙台/東京/名古屋/大阪/岡山/広島/福岡

債務整理・過払い金なら 杉山事務所にお任せください！

実績の多さでわかる信頼度

過払い金
相談実績 **10,000** 件/月

過払い金
返還金額 月**5** 億円以上！

杉山事務所 代表司法書士
杉山一穂



消費者金融が恐れる司法書士事務所に進出！



拡大図 過払い金の返還請求実績で日本一！

順位	事務所名	実績
1位	杉山事務所	10,000件/月
2位	〇〇事務所	5,000件/月
3位	△△事務所	3,000件/月
4位	××事務所	2,000件/月
5位	□□事務所	1,500件/月



RIASOUI
過払い金請求で
杉山事務所が選ばれる理由

「消費者金融が恐れる司法書士」日本一

当事務所は日本を代表するビジネス誌であるダイヤモンドで、司法書士事務所における「過払い金の返還請求が日本一の実績」によって、消費者金融が恐れる事務所として選出されました。選出された当所は現在のように全国に事務所のない所ではなかったため、小さい事務所でありながら、多くの相談者様によって、そして、決して多く過払い金を返還するようにつけておりました。その時代で得られました実績により現在では月に10,000件以上のご相談を受けられることになっております。
「知っていたよかった。」この一言の響みと大感謝を寄せ、また相談にいらっしゃる皆様からこれからのような評価をいただけるよう、本業の方にこそ必要不可欠な相談窓口として、杉山事務所はあまた共に戦い続けていきます。



拡大図 過払い金の返還請求実績で日本一！

順位	事務所名	実績
1位	杉山事務所	10,000件/月
2位	〇〇事務所	5,000件/月
3位	△△事務所	3,000件/月
4位	××事務所	2,000件/月
5位	□□事務所	1,500件/月

相談実績
月間
10,000件

貸金業者との交渉力と
ノウハウをたくさん蓄積

過払い金請求総額
月間**5**億円

消費者金融や信販会社の
多くの貸金業者で実績

初期費用・着手金
0円

安心明確な費用で戻ってきた
過払い金の権利報酬のみ

Youtube動画

家力派No.1司法書士が
お金で辨しない生き方を伝授

■週刊ダイヤモンド過払い回収1位

■問い合わせ件数150,000件以上

■過払い金請求総額は毎月5億円

Youtubeチャンネルをチェックする！



【一部】返金されると過払い金が4000万円？！特に驚いた事例を暴露

無料司法書士相談

電話でお問い合わせ

050-1791-8000

札幌/仙台/東京/名古屋/大阪/岡山/広島/福岡

SERVICE 業務内容



過払い金請求に強い杉山事務所

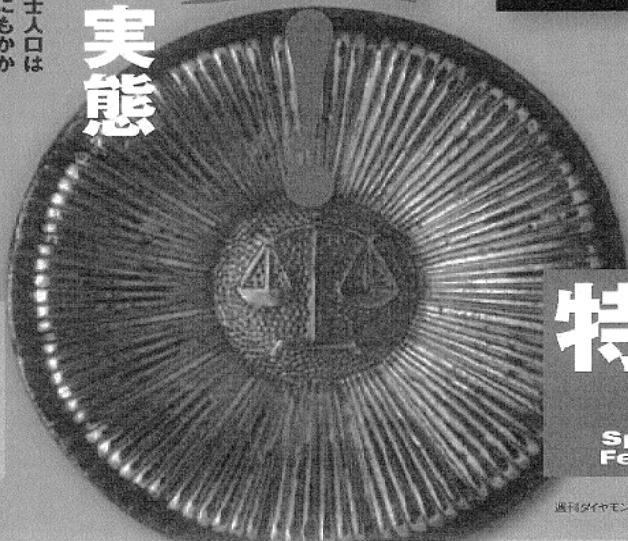


弁護士 大激変

2万5041人の意外な実態

一九五〇年に六〇〇人足らずだった弁護士人口は昨年二万五〇〇〇人を突破し、少子高齢化にもかかわらず二〇二九年には約七万五〇〇〇人に増える見通しである。弁護士の劇的な増加、活動領域の広がり、そして意外な格差拡大。知っているようで知らない弁護士業界の内情を徹底調査し、激変する法曹ビジネスの実態を浮き彫りにした。

本誌片岡江康男、小出康成、千野信裕、津本朋子、藤井一



弁護士バッジ

ひまわりと天秤の意匠。太陽に向かって咲くひまわりは「正義と自由」、天秤は「公正と平等」の象徴。最初は金色だが、一人前になった時分にはメッキが落ちて、写真のような色になる。

Photo by Yoshiaki Tada

特集

Special Feature

特集 弁護士大激変!



Illustration by Mitsuki Takemura

過払い金返還請求の宴

Part 1

消費者金融などのいわゆるグレーゾーン金利分を返還させる「過払い金返還請求」。いまや一大ビジネスに成長した過払い問題を通過して、これからの弁護士のあり方を問う。

「これ以上、お貸しすることはできませんので、債務整理をなさったらいかがでしょうか」
今年一月、神奈川県に住む伊東房江さん(仮名・二十七歳)は、消費者金融やカードローンの債務を一本化しませんか」という広告に引かれて金融業者に電話し、借り換えの相談をした。
ところがこの金融業者は、カネを貸すことを渋っただけでなく、あべこべに伊東さんに債務整理を熱心に勧め、「信頼できる弁護士さんを紹介します」とまで言ってきた。
とりあえず、紹介された弁護士事務所へ電話をしたところ、電話口に出た弁護士は、用件も切り出さないうちから「紹介した金融業者は、ウチとはいさい関係ありませんから」と念を押すように繰り返した。
「なにがおかしい」と不安になった伊東さんは、弁護士会の債務相談窓口へ足を運ぶ。その金融業者は、紹介屋、かもしれませぬ」と聞かされた。

金 融業者が多重債務者を弁護士に紹介し、弁護士は債務整理で得られた報酬の一部を金融業者にキックバックする。弱者の味方であると信じていた弁護士が、多重債務者を食い物にする金融業者と結託しているというのだ。伊東さんは言葉を失った。

二〇〇億円を取り戻す「腕弁護士」も現れる

二〇〇六年一月、最高裁判所は事実上、「グレーゾーン金利」を認めないとする判決を出した。出資法による上限金利は二九・二%(当時)。これを超えれば完全に違法だが、利息制限法の上限金利(二・五〜二〇%)を超えたぶんにつ

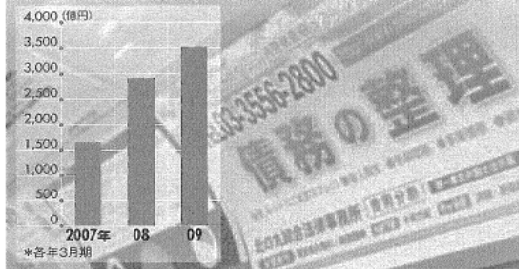
ついてはグレーゾーンとして曖昧にされてきた。
ところが、最高裁判決が出たことで、グレーゾーン金利分を取り戻す過払い金返還請求が消費者金融会社・クレジット・カード会社などに殺到した。

過払い金返還請求に関しては、通常は債務者が弁護士や司法書士を通じて消費者金融会社などに過去の取引履歴を照会。グレーゾーン金利分を計算して、過払い分を請求する。

かつては消費者金融側がすんなり履歴照会や返還に応じないケースも多かったが、今では裁判を出さずとも、和解であったり交渉が成立するケースが多い。
弁護士や司法書士にとって、これほど簡単で儲

3500億円の巨大市場

消費者金融大手4社の過払い金返還額の推移



かるビジネスはない。面倒な手続きや交渉はほとんど必要ないうえに、ほぼ確実におカネが戻ってくるのだから、成功報酬を取りつづける心配もない。
左のグラフを見ればわかるよう

初公開! 消費者金融各社が恐れる弁護士・司法書士

某大手消費者金融会社の過払い金返還額

弁護士			
過払い金返還額にかかわった弁護士	事務所	弁護士名	事務所
20億円~	西田研志	法律事務所ホームロイヤーズ	東京
10億円~	石丸幸人	アディーレ法律事務所	東京
5億円~	大谷真帆子	弁護士法人リーガルセンター	京都
	金住剛行	グリーン法律事務所	東京
	大谷晋生	弁護士法人リーガルセンター	京都
2億円~	松崎龍一	弁護士法人ベル法律事務所	東京
	伊東孝之	伊東法律事務所	東京
	園田小次郎	園田法律事務所	東京
	戸田 泉	弁護士法人ITJ法律事務所	東京
	金崎浩之	アヴァンセ東京法律事務所	東京
	林 さやか	アクティブイノベーション仙台	宮城
	水戸守 蔵	ひかり法律事務所	東京
1億円~	小林一彦	ミネルヴァ法律特許事務所	東京
	菅谷公彦	アクティブイノベーション	東京
	澤田有紀	みお総合法律事務所	大阪
	池田竜郎	虎ノ門ステーション法律事務所	東京
	西尾 剛	西尾剛法律事務所	大阪
	中原俊明	弁護士法人ホームワン	東京
	岡林俊夫	岡林法律事務所	東京

※東京は東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会

司法書士			
過払い金返還額にかかわった司法書士	事務所	司法書士名	事務所
2億円~	杉山一穂	司法書士法人 杉山事務所	大阪
	濱田憲治	司法書士法人Officeはまだ	福岡
1億5000万円~	鳴海彦光	みどり法律司法書士事務所	東京
	中石 求	中石求司法書士事務所	沖縄
	奥出欣二	司法書士法人朝日ホームロイヤーズ	東京
	赤福昌彦	アヴァンセ・リーガルサービス	大阪
	赤塚 隆	新橋法律司法書士事務所	東京
	細越善吉	クローバー司法書士事務所	東京
	加藤直哉	加藤司法書士事務所	大阪
	堀内 護	十三司法書士法人	大阪
1億円~	賀川照和	賀川司法書士事務所	鹿児島
	一柳茂樹	あきは法律司法書士事務所	東京
	瀬戸夏輝	京橋司法書士事務所	大阪
	久保正道	あさひ司法書士事務所	大阪
	渡邊 豊	あゆみ法律司法書士事務所	東京
	宮里徳雄	宮里司法書士事務所	沖縄
	守田貴雄	司法書士守田貴雄事務所	新潟
	吉川祐平	司法書士法人さいわい総合事務所	神奈川
	榎野博文	司法書士法人 ひかり法律事務所	東京

取っている弁護士もいる。もちろん、違法行為である。昨年二月には、死亡したある弁護士をめぐって、依頼者約六〇人が原告となる訴訟が東京地方裁判所で起こされた。弁護士が死亡した後、なんと一緒に仕事をしていた整理屋が、顧客からの預かり金を持ち逃げしたのだ。さらに、この弁護士は過払い金の返還を受けていたにもかかわらず、依頼者に「債務帳消して終わった」とた

に、消費者金融大手四社（アコム・武宿士・プロミス・アイフル）の過払い金返還額は約三〇〇億円に達している。弁護士は返還額のおよそ三割、とすれば、この四社だけで一〇〇〇億円強のカネが弁護士・司法書士に転がり込んだ計算になる。宴が始まった。多くの弁護士が目の色を変えて過払いブームに群がった。かつては「テレビをつければ消費者金融のCMばかり流れる」と

いう批判が巻き起こったが、皮肉なことに今では弁護士や司法書士がアイドルやキャラクターを使ったりCMで派手なアピール合戦を繰り広げていた。億単位の広告費を投じている弁護士・司法書士事務所も珍しくない（左ページの一覧表参照）。弁護士業界では、「あのセンセイは、過払い御殿」を建てた、このセンセイはペンツを買った」という類いのうわさが乱れ飛んだ。左表は、某大手消費者金融会社

に対する過払い金返還請求でらっ腕を振るった弁護士、司法書士の一覧である。この金額は大手一社だけのもので、たとえば表中で断トツの法律事務所ホームロイヤーズ所属、西田研志弁護士は「前期だけで計二〇〇億円の過払い金を取り戻した」と豪語する（四二ページのインタビュー参照）。金業法改正でグレーゾーン金利が廃止されたため、過払い金返還は期限付きビジネス。「すでにピークは過ぎた」との認

識が弁護士業界では一般的だが、最後の需要掘り起こしに躍起だ。「広告解禁」で始まった「悪徳弁護士」の跳梁跋扈。過払い金返還請求の手續き自体は簡単だ。効率高くさばいて儲けようと思えば、事務作業や交渉のほとんどをパラリーガル（弁護士業務のアシスタント）にやらせたほうが良い。なかには、整理屋に事務作業をやらせて、月一〇〇万円〜二〇〇万円の名義貸し料を受け

過払い金返還「広告バブル」

主な弁護士・司法書士事務所の広告出稿金額

弁護士事務所	
法律事務所ホームロイヤーズ	14億9360万円
ひかり法律事務所	3億8950万円
ミネルヴァ法律特許事務所	2億2120万円
さくら中央法律事務所	1億4970万円
アディーレ法律事務所	1億4330万円
弁護士法人浜田卓二郎事務所	1億2600万円
中田国際法律事務所	1億1620万円
北の丸総合法律事務所	1億1570万円
新宿新生法律事務所	1億0230万円
紀尾井町東法律事務所	5340万円
向陽法律事務所	3160万円
弁護士法人ベル法律事務所	2670万円
ユニオン法律特許事務所	2330万円
トラスト総合法律事務所	1140万円

司法書士事務所

みどり法律司法書士事務所	7億7290万円
司法書士法人 ひかり法律事務所	2億9210万円
新橋法律司法書士事務所	2億0610万円
あさひ法律司法書士事務所	2億円
あゆみ法律司法書士事務所	1億9520万円
司法書士法人のぞみ	1億3850万円
司法書士法人赤羽法律事務所	1億2550万円
福岡司法書士事務所	6170万円
原内直哉司法書士事務所	4910万円
西臼喜里法律司法書士事務所	4870万円

※主な弁護士・司法書士事務所について2007年7月か8月5月までのテレビ・ラジオ・新聞・雑誌・電車等交通広告への出稿金額を調べた

る必要がない。そのため、東京の弁護士事務所がテレビCMなどで北海道や沖縄の多重債務者を集めて東京の裁判所で申し立てることができる。裁判所でもこの点は問題視しており、来年にも居住地以外での申し立ては受け付けな

く定める方針を内部で検討中だ。日本弁護士連合会は今年七月、過払い金返還をめぐるクレームが多数寄せられていることを受けて、「債務整理事件処理に関する指針」と題した文書を発表した。内容を見ると「依頼者と直接面談すること」「過払い漁りだめ」といった指導が並んでいる。今後は職務規定（違反すれば懲戒となる）への明文化も含めて検討していくことになるという。こんな当たり前に思える指導の規定化を検討せざるを得ないほど、モラルの低い弁護士がたくさんいるということだ。東京都在任の大谷智恵子さん（仮名・二七歳）も三年前「借金解決」をうたうチラシを見て、紹介屋から某弁護士事務所に行き着いた一人である。私のロイヤリティは、過払い金が発生したのは二社残り任意整理で月々六万円を弁護士事務所へ支払っていた。だが、大谷さんの給料は手取り一五万円。そこから家賃や生活費を支払ったうえに、六万円も返済をするという計画には、そもそも無理がある。弁護士からはなんの連絡もない。

「宇都宮健児先生へ、どうもこんにちは。ほくはあなたの大嫌いな「整理屋」の一味です。これまでのお礼を言おうと思っ

から一枚のファックスが送られてきた。「債務整理しないあなたはバカ」なんてやれば、月何百人も依頼者が集まりますよ！バリバリ稼がります。これで毎日銀座に飲みに行けます。」

た。かつて、弁護士会では報酬規定が存在し、規定以上の報酬を取れば、懲戒処分の対象となった。しかし、独占禁止法違反なのではないかとの圧力を受け、〇四年に報酬規定は廃止された。これにより、報酬の自由化が進み、価格が下がると期待されたが、債務整理の現場では、これを逆手に取った行為が横行している。依頼者をうまく丸め込んで、法外な報酬を取る弁護士がいるのだ。たいていの依頼者は法律知識など持っていない。金額と専門用語が並んだ書類を見せられても意味はわからない。

裁判所の管轄問題もある。現状では過払い金返還請求の依頼者の居住地を管轄する裁判所に申し立てる必要がある。そのため、東京の弁護士事務所がテレビCMなどで北海道や沖縄の多重債務者を集めて東京の裁判所で申し立てることができる。裁判所でもこの点は問題視しており、来年にも居住地以外での申し立ては受け付けな

「弁護士は社会正義実現のために働くべきではない」という伝統的な価値観に対して、「弁護士も商売なのだから儲けることは決して悪いことではない」という価値観が台頭している。

そして、この価値観対立は弁護士業界のなかではますます激しくなるだろう。司法制度改革で法科大学院が設置され、社会人経験者や法学部以外の学部出身者が続々と法曹を目指し、現在のペースが続けば弁護士の数は二九年には七万五〇〇〇人に達する（現在は二万五〇〇〇人）。

過払い金返還請求の宴は、悪徳弁護士業界内にある価値観の対立をも浮き彫りにした。「弁護士は社会正義実現のために働くべきではない」という伝統的な価値観に対して、「弁護士も商売なのだから儲けることは決して悪いことではない」という価値観が台頭している。

大企業のM&A、海外進出、資金調達ニーズに伴って、一〇年前には考えられなかった数百人規模の大手法律事務所が次々に誕生。初任給一〇〇〇万円〜一五〇〇万円というエリート新人弁護士が肩を切る一方で、就職先を狭く見つけからぬ年収二〇〇〇万円台の弁護士も少なくない。

これでは、従来の年間五〇〇人前後という超難関の司法試験をくぐり抜け、弁護士の誰もが食うに困らなかつた時代の価値観は共有できない。

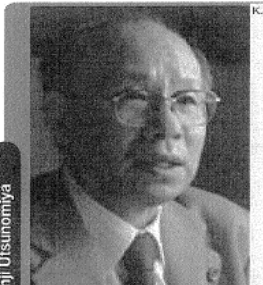
話を過払い問題に戻そう。最高裁判決（それが妥当なものである）という議論は措くことによって、過払い金返還請求は現実問題として弁護士業界にとってビッグビジネスとなった。

これを「ビジネスチャンス」として前向きに評価するのか、社会正義を実現する弁護士の理念を墮落させる違法行為・悪質行為の温床として切り捨てるのか。あるいは、両者の価値観をアウフヘーベン（止揚）する新たな価値観が生まれてくるのか。

司法制度改革によって弁護士数が急増する大激変。その渦中に降ってわいたような過払い金返還請求の宴で問われているのは、その

「整理屋」との提携といった違法行為のみならず、依頼を長期間放っておいたり、きちんと面談を行わないうなど、モラルに大きく反する弁護士が少なからず多数存在している。私は二〇〇〇年の広告解禁まで、「紹介屋」と提携していた弁護士のしつぽをつかみ、二五人に懲戒請求をかけた。しかし、今は紹介屋ビジネスは下火。広告で依頼者を集め、バックで整理屋と提携しているケースでは証拠をつかみにくく、なかなか懲戒請求に進めない。

日弁連では今年七月に債務整理に関する指針を出した。債務整理をめぐるとクレームがあまりにも多く寄せられているからだ。しかし、これはあくまでも強制力を持たないガイドライン。不十分であれば、より抜本的な対策を講じなければならぬ。弁護士には監督官庁がなく、弁護士



K. Utsumiya

1968年東京大学法学部司法科司法科卒業。多岐にわたる法律問題の解決に力を尽くす。近年は、消費者問題に積極的に取り組んでいる。

各地の弁護士会でも相談窓口を設けている。広告やチラシを見て電話をかけるのではなく、ぜひとも弁護士会のサービスを利用してほしい。

「悪徳弁護士対策」は焦眉の急問われる弁護士会の自浄作用

●弁護士

士自治」を確立している。これは戦前、反戦運動家の弁護を引き受けた弁護士の資格剥奪権を国家が持つていたことへの反省から生まれた仕組みだが、自治を維持するためには、きちんと自浄作用を示さなければならぬ。でなければ、国民から不信の目で見られてしまう。

違法行為をしなければいいという問題ではない。債務整理だけでなく、生活再建のためのフォローアップをきちんと行わなければならない。多重債務者は立ち直れない。必要なら生活保護の申請をバックアップするなど、きめ細かな対応をする必要がある。

そんな手間ひまを省ければ儲からないという弁護士もいるが、そもそも求口儲けをしよという発想が間違っている。残念ながら私の知る限り、大々的に過払い金返還をうたっている弁護士事務所の多くは、きちんとした対応をしていないようだ。

各地の弁護士会でも相談窓口を設けている。広告やチラシを見て電話をかけるのではなく、ぜひとも弁護士会のサービスを利用してほしい。

潜在市場は2兆3000億円!

主要案件(刑事を除く)別の法務サービス推計値

